

第3次対がん総合戦略研究推進事業運営委員会規程

(委員会の設置)

第1条 この財団に、財団法人がん研究振興財団寄附行為34条の2の規程に基づき財団の理事長の諮問に応じ、第3次対がん10か年総合戦略の推進にかかる事業を円滑に実施するために必要な事項を審議するため、第3次対がん総合戦略研究推進事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2. 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから会長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠委員の任期は前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により、これを定める。

2. 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

会 議

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(議長)

第6条 委員長は、委員会の議長となる。

(開会及び議決の定数)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の時は、

委員長の決するところによる。

(委員会の議案)

第8条 この委員会は、財団の行う「第3次対がん10か年総合戦略」推進事業のうち、次の各号について審議する。

- 外国人研究者の招へい事業
- 外国への日本人研究者等派遣事業
- 外国への研究委託事業
- 若手研究者育成活用事業
- 研究支援者活用事業
- 普及啓発事業

(委員会の下部組織)

第9条 委員会の下に、専門部会として次の2専門委員会を置く。

- (1) 国際協力専門委員会
 - (2) リサーチ・レジデント等専門委員会
2. 専門委員会委員は、運営委員会の推薦により理事長が委嘱する。
3. 各専門委員会は、委員長の諮問に応じ、それぞれ専門的事項につき、審議・答申を行う。
- (1) 国際協力専門委員会は、外国人研究者の招へい事業及び外国への日本人研究者等派遣事業につき、審議・答申を行う。
 - (2) リサーチ・レジデント等専門委員会は、若手研究者育成活用事業、研究支援者活用事業及び外国への研究委託事業につき、審議・答申を行う。

(審議の結果報告)

第10条 委員長は、各専門委員会の答申を基に、委員会の審議の結果を直ちに理事長に報告しなければならない。

(細則)

第11条 第9条に定めるものの他、運営に関し必要な事項は別に細則を定める。

附 則

(施行日等)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

運営委員会の組織図

運
営
委
員
会

国際協力専門委員会

外国人研究者の招へい事業
外国への日本人研究者等派遣事業

リサーチ・レジデント等
専門委員会

若手研究者育成活用事業
研究支援者活用事業
外国への研究委託事業